

## 釧路市森林作業道整備支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、林業の振興を推進するため、森林作業道の機能強化を目的として作業道の改修・修繕を実施する者に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については釧路市林業振興条例施行規則(平成17年10月11日規則第202号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 釧路市内の私有林整備を目的とした、釧路市私有林整備事業実施要領(6)に定める森林作業道の改良及び路盤補強を行う森林所有者、森林組合、森林経営計画の認定を受けた者とする。

### (実施基準)

第3条 補助対象とする作業道の改修・修繕は以下のいずれかとする。

- ①砂利の敷設 敷圧 10cm 以内、幅員 3 m 以内
  - ②未選別砕石(ズリ)の埋設 深さ 20cm 以内、幅員 3 m 以内
- なお、延長については、事前に市と協議を行うものとする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、森林環境保全整備事業の補助対象とならない場合で、森林作業道の改修・修繕に用いる砂利又は未選別砕石(ズリ)の資材費(原材料費)及び施工費(請負費)とする。

### (標準単価と補助額)

第5条 標準単価は下表のとおりとする。

使用資材	区分	単価
砂利	購入の場合	7,400 円/m <sup>3</sup>
未選別砕石	購入の場合	1,400 円/m <sup>3</sup>
	現場採取の場合	1,400 円/m <sup>3</sup>
施工費(敷均費)※請負のみ		300 円/m <sup>3</sup>

2 補助額は、上記の資材単価に第3条で定める実施基準の範囲の使用量を乗じた額を上限とし、実費と比較して低い方の額の2分の1以内とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業着手前に補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 補助金交付申請書には、事業計画書及び事業予算書ならびに次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 資材費(原材料費)及び施工費(請負費)の見積書
- (2) 事業着工前写真
- (3) 位置図
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市は補助金交付申請書の提出があった場合には、内容を審査し、適否を申請者へ通知する。

(実績報告)

第8条 申請者は、事業完了後、1か月以内に補助事業の実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 実績報告書には、事業決算書並びに次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 使用した資材の種類及び使用量を確認できる書類、及び当該資材費(原材料費)及び施工費(請負費)の領収書等
- (2) 事業の完成写真

(書類の提出部数及び様式)

第9条 規則及びこの要綱の規定による市長に提出する書類は1部とし、その様式は別紙で定めるところによる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。